



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

社 名 住友大阪セメント株式会社
代表者名 取締役社長 関根 福一
(コード番号 5232 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 森 智明
(TEL 03-5211-4505)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の 非更新（廃止）について

当社は、平成29年6月開催予定の第154回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって当社株式の大規模買付行為への対応策を更新せず、廃止することを本日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 145 回定時株主総会において株主に皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入いたしました。また、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 148 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、更新し、その後、平成 26 年 6 月 27 日開催の当社第 151 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき更新・継続しております（当社株式の大規模買付行為への対応策を、以下「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

この度、本プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、国内外の機関投資家等の声も参考にしつつ、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。その結果、本プランの導入時とは当社を取巻く経営環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されてきており、また、当社が健全で持続的な成長に向けた様々な中長期的な戦略・施策を着実に実行し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼に応えていくことおよびコーポレート・ガバナンスのさらなる整備・強化に取り組むことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えられることから、本プランを継続する必要性が相対的に低下してきていると判断し、本プランの有効期間が満了を迎える本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず、廃止することを決議いたしました。

なお、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上